

理事者室から

財務・公益活動等義務化・広報の活性化

副会長 松江 康司



6月30日、渋谷パブリック法律事務所開設記念祝賀会にて

財務について

4月1日から理事者室に入った。当然のことながら初めてのことである。右も左もわからない。

特に私の担当の1つは、財務だ。すぐに予算の作成にとりかからなければならない。これまで一般会員としての私は、予算書などともに見たこともなかった。東弁にどのくらいの収入があって、どのくらいの支出があるのか。これらのことは、まったく知らなかったし、そもそも自分がいくら会費を支払っていたのかも正確には知らなかったのである。こういう状態からの出発であった。

そこで、まず前年の予算書を理解するところから始めたのである。しかし、これがなかなか、わかりづらい。どうしてこうわかりづらいのか。これは今年就任された監事も同意見であった。私のような会員が一目で見てわかるようにしたいと思う。これも監事の方と取り組んでみたいことである。

財政の問題は、会が何かを実行しようとするときには必ず問題となることであり、いつも考えておかななくてはならないことである。本年の前半の重要課題である「少年当番付添人制度」「研修所弁護教官支援制度」を実現するにあたっては予算措置が必要であり、そのための財源をもとめなくてはならない。

財務問題は、財政担当者をいつも悩ませる問題で、歴代の理事者も苦労されてきている。ひとつのいいアイデアを実行に移すにしても、それを理解してもらえるまでかなりの時間と労力を要する。本年度財源として一般会計から会館特別会計への繰入額の減額という財源確保の方法をとることができたのは、これまでの理事者はじめ関係者の方々の努力のたまものだと思う。

公益活動等義務化

本年は、公益活動等義務化の実行の年であり、そ

れに伴い委員会にこれまで一度も参加したことのなかった会員が、どんどん参加している委員会がある。

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会では、自身が高齢者や障害者を抱えておられて、日々その体験から高齢者や障害者の問題に取り組みたいという理由で入って来られた新委員がいる。それらの委員の方々の話には経験に裏打ちされた具体性と説得力がある。ベテランの委員の方々も大いに刺激を受けておられる。また、民暴委員会等は人気が高く、4月、5月の委員会では会議室が満席で席が足りないという事態となった。

義務化についてはさまざまな議論があったが、これをひとつのきっかけにして、これまで全く委員会活動に参加したことのなかった会員に、委員会活動の「おもしろさ」に目覚めてもらえるとすれば、こんな素晴らしいことはないと思う。

法律相談等の広報活動の活性化

これまで法律相談の広報については、電話帳広告がメインの広告媒体であった。しかし、近時の通信手段の発達からみて、この媒体はあまり有効なものではなくなってきている。広報や広告は、いまや市民の人権を守るために必須のものである。いくら弁護士会が人権擁護活動をやっているとしても、それが市民の知りうるところとなり、これを利用する機会に恵まれなければ、「絵に描いた餅」である。これを実効性のあるものにするのが広報である。これまで弁護士会は、来る者は拒まずという態度であったが、これからはもっと積極的に広報活動によってその存在を知っていただく必要がある。

それこそが、「市民のための司法」の第一歩である。

主な担当業務
財務、法律相談センター、民暴、高齢者・障害者、あっせん・仲裁、国際、公設事務所運営特別 等